

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託者とします。

### 2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。

評価委員一人あたりの評価点の満点は188点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

評価項目1（表1参照）の評価点が最も高い者を受託者として決定します。評価項目1の評価点も同点である場合は、評価項目1のうちの(3)の評価点の評価点が高い者を、(3)も同点である場合は(2)の評価点が高い者を受託者として決定します。

### 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

#### (1) 項目1, 2, 3（表1参照）について

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とします。

例えば、表1において配点10点の項目の場合は

評価がAであれば評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$  点

評価がBであれば評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$  点

評価がCであれば評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$  点

ウ 業務内容により、5段階評価とすることも可とします。この場合ABの中間をA'、BCの中間をB'とし、各々4点、2点とするものとします。

エ 各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

#### 《点数早見表》

	A	A'	B	B'	C
40	40点	32点	24点	16点	0点
30	30点	24点	18点	12点	0点
20	20点	16点	12点	8点	0点
10	10点	8点	6点	4点	0点

#### (2) 項目4（表1参照）について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は各項目1点満点とし、A=1点、B=0点とします。

ウ 各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

#### (3) 項目5（表1参照）について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は4点満点とし、A=4点、B=0点とします。

ウ 評価の視点は表2のとおりとします。

## 6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が0となったもの（項目1, 2, 3のみ）、または、評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし（評価委員5人がヒアリングに出席した場合の満点は940点、基準点は564点）、基準点に達しないものとします。

## 7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	配点	評価	評価の 換算式	評価 点
(例)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。	20	B	$20 \times 3/5$	12
1 研修実施 にあたって 情勢・政策等 への知識・理 解 (最高80点)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。 ア 高齢者福祉に精通しているか。(特に、平成30年度 介護保険法改正に係る国の考えや全国的な動向の情 報を把握しているか)。 イ 地域福祉に精通しているか。子育て・障害児者等各 福祉分野全般における知識があるか。	20			
	(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、地域福祉 保健計画をはじめとした、横浜市の福祉保健関連の各行 政計画を理解しているか。 横浜市における高齢者支援・地域支援の実際に精通し ているか。	30			
	(3) 地域ケアプラザについて、概要、部門ごとの業務内容 に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを活かした支援 を地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の職員に提 案できるか。	30			
2 企画研修 に対する評 価 (最高40点)	各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画して いるか。また、内容・目的に適した予定講師を選定でき ているか。	40			
3 応募者の実 績・経験・実践 力等について (最高60点)	(1) 類似分野の研修または事業・計画等への関与の実績件 数(過去5年間)	20			
	(2) 取組意欲	10			
	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴 求能力	20			
	(4) 応募者の手持ち業務の件数・内容	10			
4 ワークラ イフバラン スに関する 取組 (最高4点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動 計画の策定	1			
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に 基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみ んマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、 又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1			
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進 法)に基づくユースエール認定の取得	1			
5 障害者雇 用に関する 取組 (最高4点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成し ているか。	4			
評点の合計(最高188点)					